

別添

平成 26 年中の都市ガス、液化石油ガス及び
毒劇物等による事故に関する統計表

平成 27 年 7 月
消防庁危険物保安室

・合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

平成 26 年中の都市ガス及び液化石油ガスによる事故の概要

1 事故の発生状況

(1) 事故の発生件数

発生件数は前年に比べやや増加

平成 26 年中に発生した、都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故のうち消防機関が出場したもの（以下「ガス事故」という。）の件数は、第 1 表のとおりである。

ガス事故の総件数は 802 件（前年 764 件）で、前年の事故件数と比べ 38 件（5.0%）の増加となっている。

ガスの種類別ごとの事故件数をみると、都市ガスによるものが 444 件（前年 451 件）で、前年に比べ 7 件（1.6%）の減少、液化石油ガスによるものが 358 件（前年 313 件）で、前年に比べ 45 件（14.4%）の増加となっている。

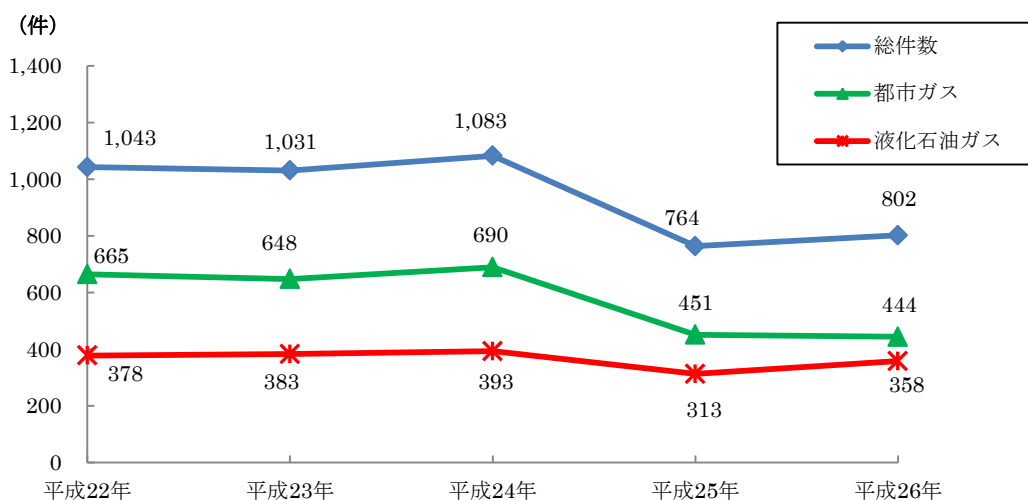
また、ガス事故発生件数の推移は、第 1 図のとおりである。ガス事故発生件数は、平成 25 年に減少傾向となったが、平成 26 年は若干の増加に転じている。

第 1 表 平成 26 年中のガス事故発生件数

区分	年・増減	平成26年 (イ)	平成25年 (ロ)	増 減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
件 数		802	764	38	5.0
都 市 ガ ス		444	451	△ 7	△ 1.6
液 化 石 油 ガ ス		358	313	45	14.4

注) (1) 増減率・構成比率については、表示単位未満を四捨五入した。以下、ことわりのない限り同じ。

(2) △はマイナスを意味する。



第 1 図 ガス事故発生件数の推移（最近の 5 年間）

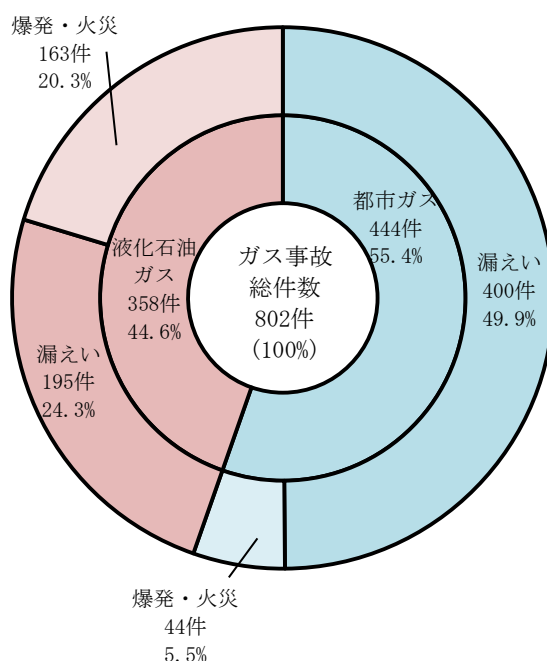
※ 1 平成 25 年中のガス事故発生件数（総件数）が前年の事故発生件数と比べ 319 件（29.5%）と大幅に減少した主な理由は、一部の消防本部において、平成 25 年から対象事故の捉え方を見直したことによるものです。なお、仮に当該見直しを行わなかった場合における平成 25 年中のガス事故発生件数（総件数）は、983 件（都市ガス 660 件、液化石油ガス 323 件）であり、その増減率は△9.2%となります。

漏えい事故が7割近くを占める

ガス事故の態様別発生件数は第2図のとおりで、都市ガスによるものが444件（55.4%）、液化石油ガスによるものが358件（44.6%）となっている。また、都市ガスの事故の総件数444件の内訳は漏えい事故が400件（49.9%）、爆発・火災事故が44件（5.5%）となっており、液化石油ガスの事故の総件数358件の内訳は漏えい事故が195件（24.3%）、爆発・火災事故が163件（20.3%）となっている。

態様別の事故発生状況の推移は、第2表のとおりである。ガス事故全体に占める漏えい事故は約74%で、残りの約26%が爆発・火災事故となり、過去5年間と比べると、若干ではあるが爆発・火災の割合が増加している。

ガスの種類別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が約9割を占めるのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が約5割である。



第2図 ガス事故の態様別発生件数(平成26年中)

第2表 態様別の事故発生状況の推移(最近の5年間)

区分 年	都市ガス		液化石油ガス		計	
	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災
平成22年	614 92.3	51 7.7	218 57.7	160 42.3	832 79.8	211 20.2
平成23年	584 90.1	64 9.9	211 55.1	172 44.9	795 77.1	236 22.9
平成24年	630 91.3	60 8.7	237 60.3	156 39.7	867 80.1	216 19.9
平成25年	402 89.1	49 10.9	172 55.0	141 45.0	574 75.1	190 24.9
平成26年	400 90.1	44 9.9	195 54.5	163 45.5	595 74.2	207 25.8

注) 各欄の上段は件数、下段は構成比(%)を示す。

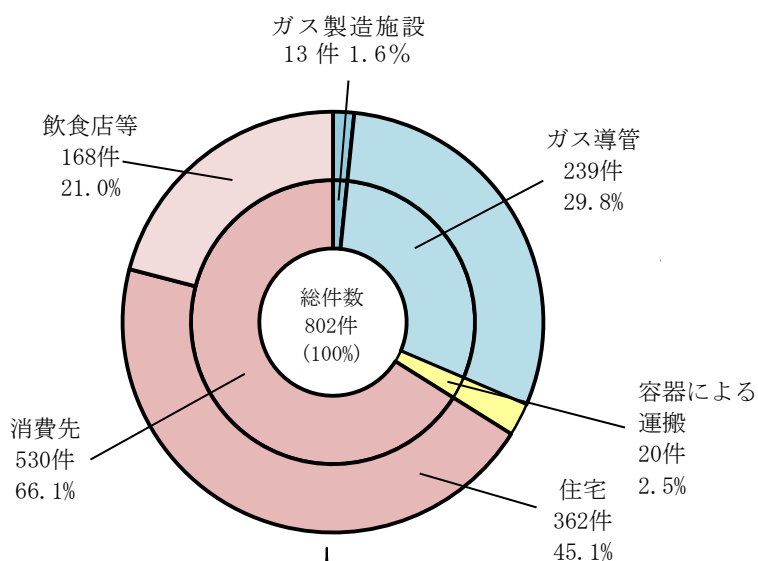
(2) 事故の発生場所別件数

ガス事故の約7割が消費先で発生

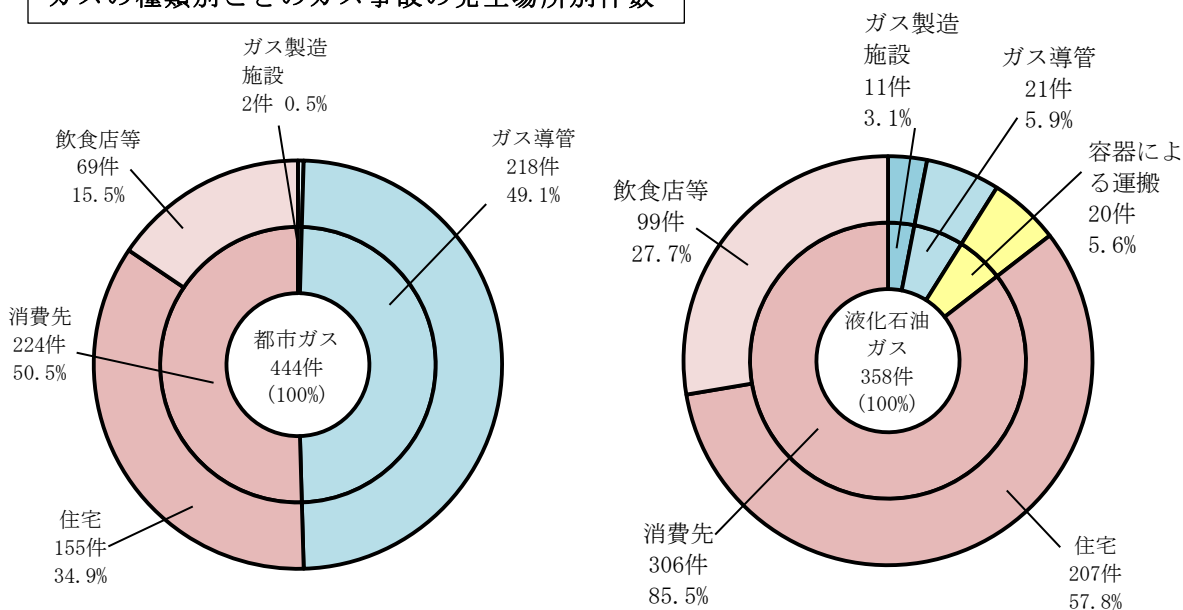
ガス事故の発生場所別件数は第3図のとおりで、消費先におけるものが530件(66.1%)、ガス導管におけるものが239件(29.8%)、容器による運搬によるものが20件(2.5%)、ガス製造施設によるものが13件(1.6%)の順となっており、消費先における事故530件のうち、362件は住宅において発生している。

ガスの種類別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが224件(50.5%)、ガス導管におけるものが218件(49.1%)、ガス製造施設におけるものが2件(0.5%)の順であるのに対し、液化石油ガスでは消費先におけるものが306件(85.5%)、ガス導管におけるものが21件(5.9%)、容器による運搬中のものが20件(5.6%)、ガス製造施設におけるものが11件(3.1%)の順となっている。

ガス事故の発生場所別件数



ガスの種類別ごとのガス事故の発生場所別件数



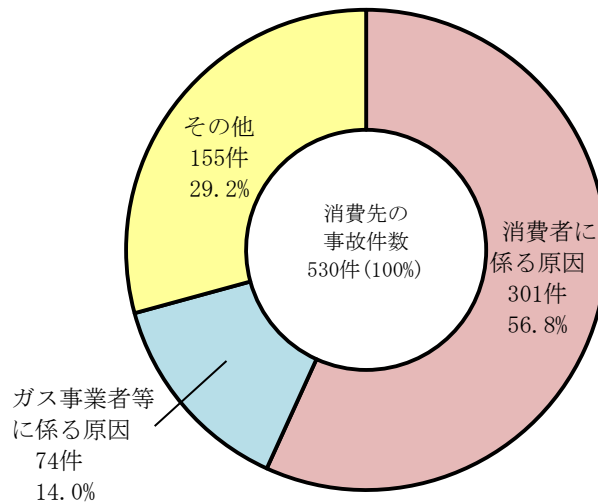
第3図 ガス事故の発生場所別件数 (平成26年中)

(3) 消費先における事故の発生原因別件数

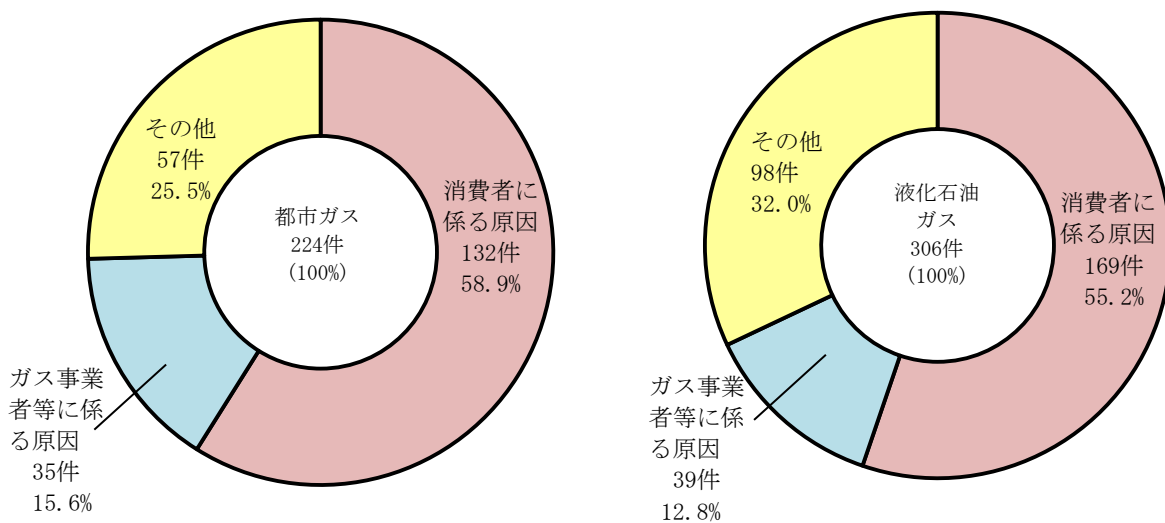
消費先に係る原因が約6割を占める

消費先におけるガス事故の発生原因別件数は第4図のとおりで、消費者に係るものが301件(56.8%)と約6割を占めている。ガスの種類別ごとにみると、発生原因が消費者に係るものは、都市ガスでは224件中132件(58.9%)と約6割を占め、液化石油ガスでは306件中169件(55.2%)と約半数を占めている。

消費先におけるガス事故の発生原因別件数



ガスの種類別ごとの消費先におけるガス事故の発生原因別件数



第4図 消費先におけるガス事故の発生原因別件数 (平成26年中)

消費先の不注意における事故が過半数

消費先におけるガス事故発生原因別の事故発生状況の推移は、第3表のとおりである。平成26年は前年と比べると総件数は47件の増加となった。

消費者に係る原因のうち不注意によるものの占める割合は、消費先における事故全体（530件）の52.6%（279件）と半数以上を占めている。

第3表 消費先におけるガス事故発生原因別の事故発生状況の推移（最近の5年間）

年	原因	消費者に係る原因		ガス事業者・ 工事業者に係 る原因	そ の 他	計
			不注意によ るもの			
平成22年	470 (56.1)	427 (51.0)	95 (11.3)	273 (32.6)	838 (100.0)	
平成23年	485 (61.9)	441 (56.3)	103 (13.2)	195 (24.9)	783 (100.0)	
平成24年	489 (57.3)	463 (54.3)	89 (10.4)	275 (32.2)	853 (100.0)	
平成25年	276 (57.1)	259 (53.6)	51 (10.6)	156 (32.3)	483 (100.0)	
平成26年	301 25 (56.8)	279 20 (52.6)	74 23 (14.0)	155 △ 1 (29.2)	530 47 (100.0)	

注) 1 消費者に係る原因のうち「不注意によるもの」とは、コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出、器具・ホースの取扱い、管理不良によるもので、内数である。

2 各欄の（ ）内の数値は構成比（%）を示す。

3 平成26年の中段数値は前年からの増減を示す。なお、△はマイナスを意味する。

2 ガス事故による死傷者

前年に比べ、死者・負傷者ともに増加

平成 26 年中に発生したガス事故による死傷者数は、第 4 表のとおりである。

ガス事故による死者は 7 人（前年 5 人）で、前年に比べ 2 人（40.0%）増加し、負傷者も 143 人（前年 132 人）と前年に比べ 11 人（8.3%）増加となっている。

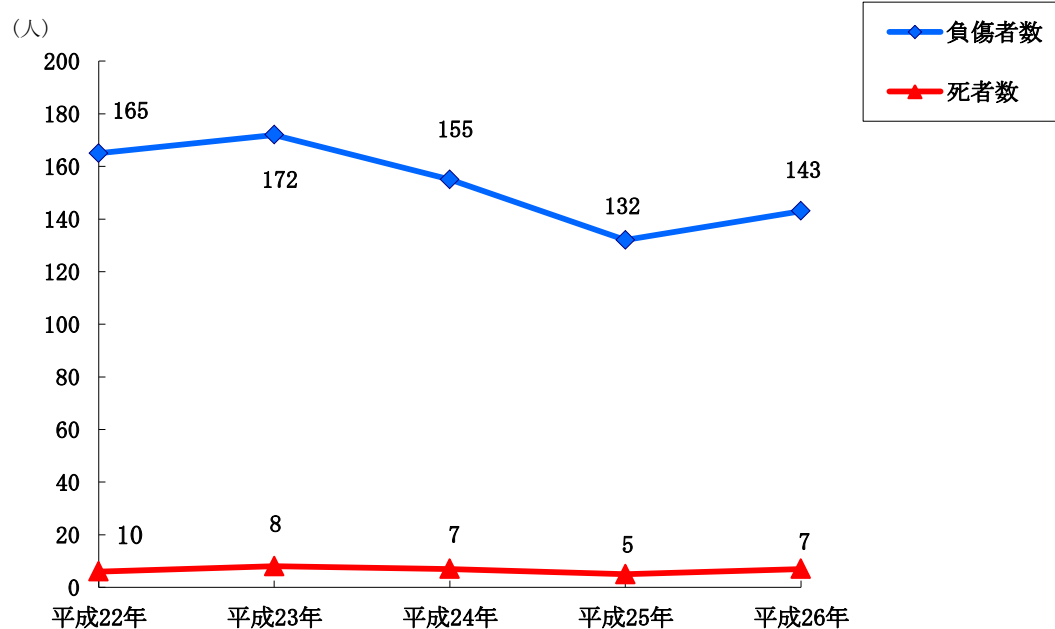
これをガスの種類別ごとにみると、死者は、都市ガスによるものが 1 人（前年 2 人）で、前年に比べ 1 人（50.0%）減少し、液化石油ガスによるものが 6 人（前年 3 人）で、前年に比べ 3 人（100.0%）増加となっている。負傷者は、都市ガスによるものが 27 人（前年 31 人）で前年に比べ 4 人（12.9%）の減少となり、液化石油ガスによるものは 116 人（前年 101 人）と、前年に比べ 15 人（14.9%）の増加となっている。

また、死傷者数の推移は、第 5 図のとおりである。

第 4 表 平成 26 年中のガス事故による死傷者数

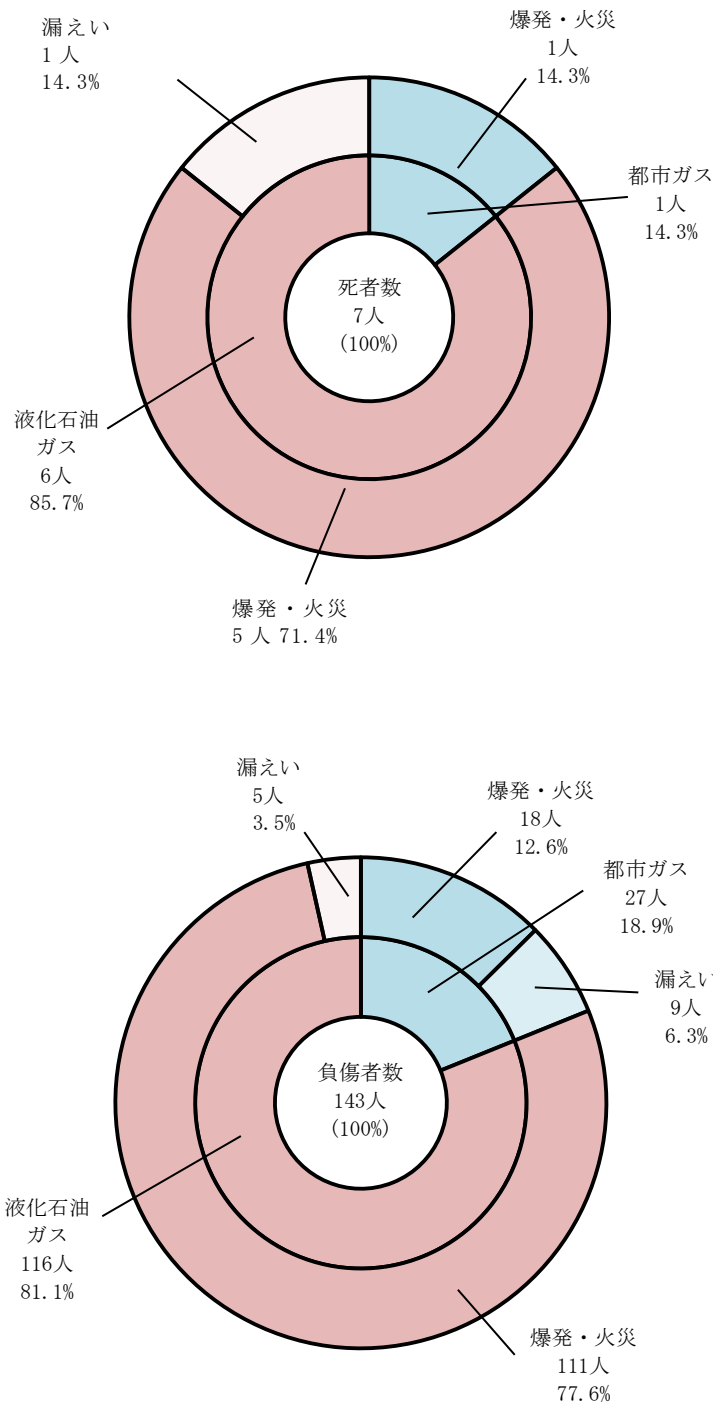
年・増減		平成26年	平成25年	増減	増減率
区分		(イ)	(ロ)	(イ) - (ロ) (ハ)	(ハ) / (ロ) × 100 (%)
死者数	都市ガス	1	2	△ 1	△ 50.0
	液化石油ガス	6	3	3	100.0
	計	7	5	2	40.0
負傷者数	都市ガス	27	31	△ 4	△ 12.9
	液化石油ガス	116	101	15	14.9
	計	143	132	11	8.3

注) △はマイナスを表す。



第 5 図 死傷者数の推移（最近の 5 年間）

態様別死傷者数は、第6図のとおりである。全死者数（7人）に占める、漏えい事故による死者は1人（14.3%）、爆発・火災事故によるものは6人（85.7%）となっている。また、全負傷者数（143人）に占める漏えい事故による負傷者は14人（9.8%）、爆発・火災事故によるものは129人（90.2%）となっている。

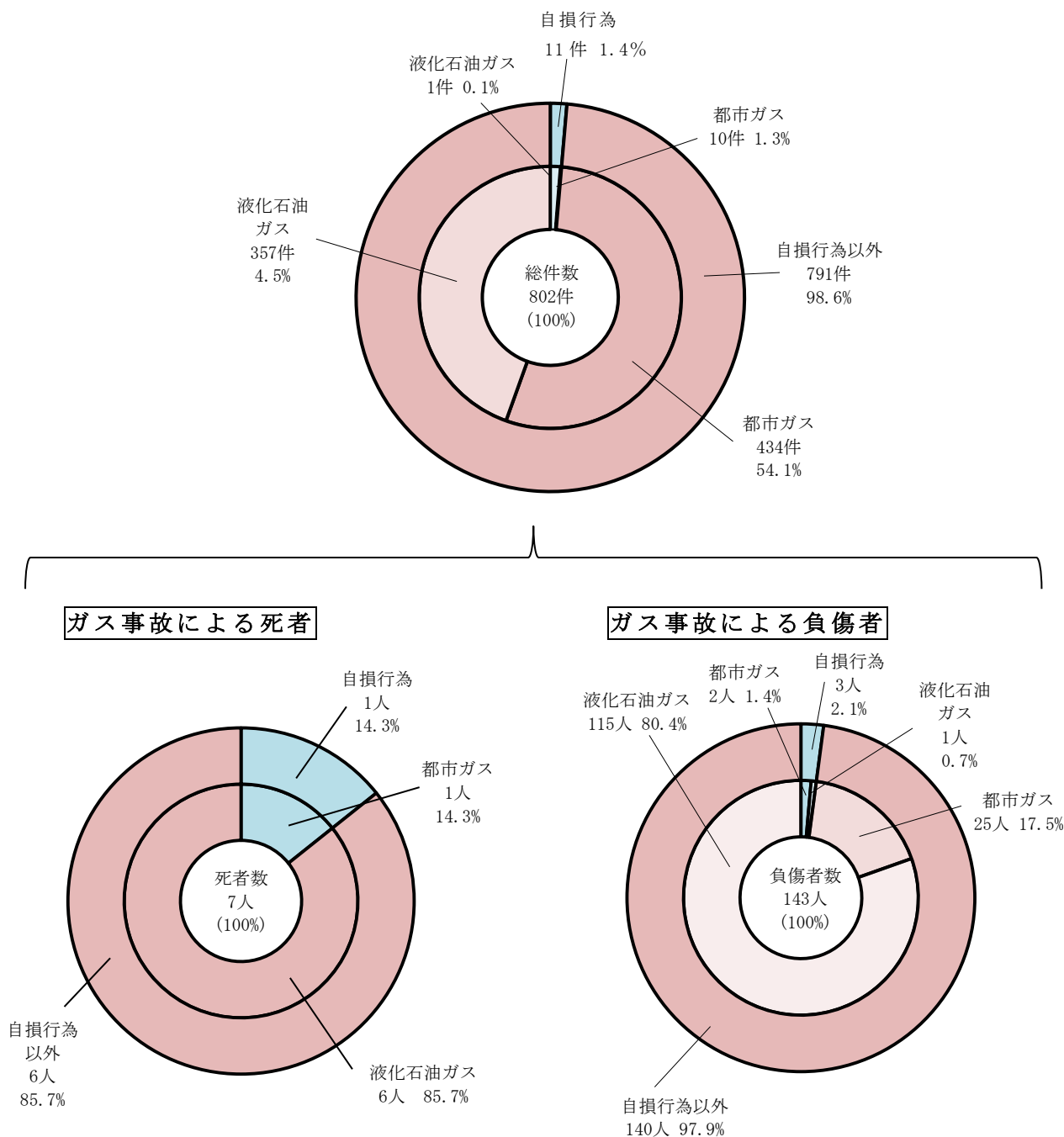


第6図 態様別死傷者数（平成26年中）

3 自損行為によるガス事故

自損行為による事故は全体の約 1.4%

ガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第7図のとおりである。自損行為に起因する事故件数は11件でガス事故の総件数（802件）の1.4%を占める。また、ガス事故による総死者数7人のうち、自損行為による死者は1人（14.3%）であり、ガス事故による総負傷者数143人のうち、自損行為による負傷者は3人（2.1%）となっている。



第7図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数（平成26年中）

平成 26 年中の毒劇物等による事故の概要

1 毒劇物等による事故の発生状況

(1) 事故の発生件数

発生件数は前年に比べ減少

平成 26 年中に発生した毒劇物等(毒物及び劇物取締法第 2 条に規定されている物質並びに一般高圧ガス保安規則第 2 条に定める毒性ガス)による事故で消防機関が出場したもの(自損行為に起因するものを除く。)の件数は、第 5 表のとおりである。

事故件数は 88 件(前年 91 件)で、前年に比べ 3 件(3.3%)の減少となっている。また、死者は 1 人(前年 3 人)で、前年に比べ 2 人(66.7%)の減少となり、負傷者は 90 人(前年 46 人)で、前年に比べ 44 人(95.7%)の増加となっている。

第 5 表 平成 26 年中の毒劇物等による事故発生件数

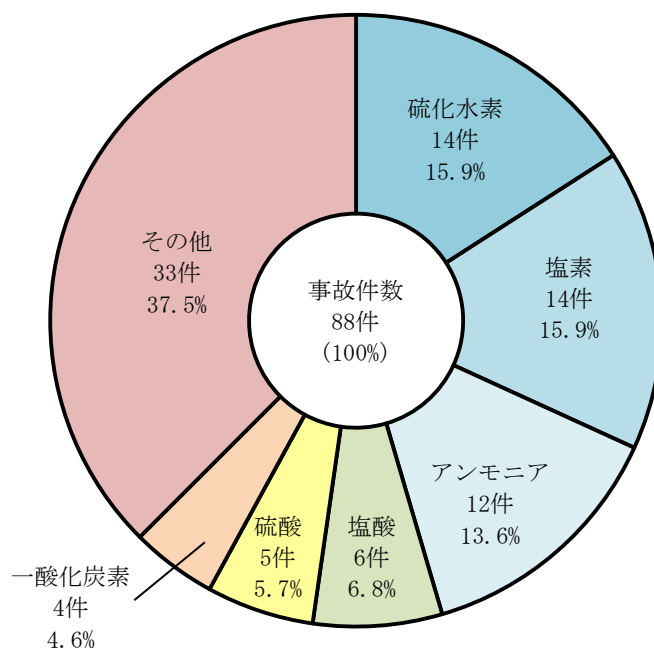
区 分	年・増減	平成26年 (イ)	平成25年 (ロ)	増 減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
事故件数(件)		88	91	△ 3	△ 3.3
	火 災	9	4	5	125.0
	漏えい	52	49	3	6.1
	その他	27	38	△ 11	△ 28.9
死傷者数(人)		91	49	42	85.7
	死 者	1	3	△ 2	△ 66.7
	負傷者	90	46	44	95.7

注) △はマイナスを表す。

(2) 毒劇物等による事故の内訳

平成 26 年中の毒劇物等による事故の内訳は、第 8 図のとおりである。

硫化水素、塩素による事故が 14 件(15.9%)で最も多く、次いでアンモニアによる事故が 12 件(13.6%)、塩酸による事故が 6 件(6.8%)の順となっている。



第 8 図 毒劇物等による事故の内訳 (平成 26 年中)

2 圧縮アセチレンガス等消防機関に届出を要する物質による火災の状況

(1) 火災の発生件数

発生件数は前年に比べ減少

平成 26 年中に発生した圧縮アセチレンガス等届出物質（消防法第 9 条の 3 に定められる物質）による火災の発生件数は、第 6 表のとおりである。

火災の発生件数は 60 件（前年 60 件）で、前年と同様となっている。また、負傷者は 72 人（前年 22 人）で、前年に比べ 50 人(227.3%)の増加となり、死者は 0 人（前年 2 人）であった。

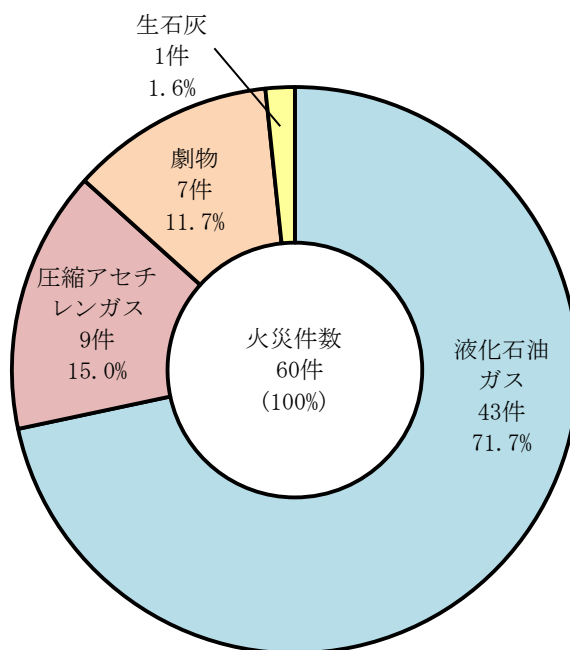
第 6 表 平成 26 年中の圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳

年・増減	平成26年	平成25年	増 減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
区分	(イ)	(ロ)		
火災件数(件)	60	60	0	0.0
死 者(人)	0	2	△ 2	△ 100.0
負 傷 者(人)	72	22	50	227.3

注) △はマイナスを表す。

(2) 圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳

平成 26 年中の圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳は、第 9 図のとおりである。液化石油ガスによる火災が 43 件(71.7%)で最も多く、次いで圧縮アセチレンガスによる火災が 9 件(15.0%)、政令別表第 2 に定める劇物による火災が 7 件(11.7%)の順となっている。



第 9 図 圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳 (平成 26 年中)

- 別表 1 ガス事故件数及び死傷者数
- 別表 2 ガス事故発生場所別被害件数
- 別表 3 消費先におけるガス事故発生原因別件数
- 別表 3－2 ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要
- 別表 4 死者の発生した主なガス事故の概要
- 別表 5 消防機関に届出を要する物質（圧縮アセチレンガス等）に係る火災件数
- 別表 6 毒劇物等の事故の概要

別表 1

ガス事故件数及び死傷者数（全国）

（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

事故の態様	都 市 ガ ス						液化石油ガス			計		
				簡 易 ガ ス								
	件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者
爆発・火災事故	44 (1)	1 (1)	18 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	163 (0)	5 (0)	111 (0)	207 (1)	6 (1)	129 (0)
爆発のみに留 まったもの	3 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (0)	0 (0)	25 (0)	28 (0)	0 (0)	29 (0)
漏えい事故	400 (9)	0 (0)	9 (2)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	195 (1)	1 (0)	5 (1)	595 (10)	1 (0)	14 (3)
計	444 (10)	1 (1)	27 (2)	5 (0)	0 (0)	3 (0)	358 (1)	6 (0)	116 (1)	802 (11)	7 (1)	143 (3)

注： この表は、ガス事故の件数及び死傷者数について調査したもので、その記載は次による。

1 ガス事故の態様の別は以下による。

(1) 爆発・火災事故：都市ガス又は液化石油ガスが着火物となって生じた爆発・火災事故をいう。なお、爆発のみで留まったものについては該当欄に再掲した。

(2) 漏えい事故：人的損害を生じ、又はそのまま放置すれば爆発・火災若しくは人的損害を生じるおそれがある都市ガス又は液化石油ガスの漏えいであって、消防機関が出場したものをいう。

2 都市ガスとはガス事業法第 3 条及び第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によって供給されるガスをいい、簡易ガスとはガス事業法第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によって供給されるガスをいう。

3 死者の欄には、爆発・火災事故は 4 8 時間以内、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載した。

4 自損行為に起因する事故については各欄の () 内にその数を再掲した。

別表 2

ガス事故発生場所別被害件数（全国）

（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生場所 ガス種別		ガス 製造施設	ガス導管	容器に よる運搬	消 費 先							計	
					住宅	共同住宅	旅館	飲食店	学校 病院	工場	その他の 事業所		小計
都市ガス	件数	2 (0)	218 (7)	0 (0)	155 (23)	81 (12)	0 (0)	46 (8)	2 (0)	6 (2)	15 (4)	224 (37)	444 (44)
	死者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	負傷者	1 (0)	8 (6)	0 (0)	6 (4)	3 (2)	0 (0)	8 (4)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	18 (12)	27 (18)
液化石油ガス	件数	11 (2)	21 (4)	20 (10)	207 (93)	101 (42)	5 (3)	34 (13)	4 (2)	10 (7)	46 (29)	306 (147)	358 (163)
	死者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6 (5)	6 (5)
	負傷者	7 (7)	1 (1)	6 (6)	61 (56)	28 (25)	3 (3)	12 (12)	4 (4)	3 (3)	18 (18)	101 (96)	115 (110)

注：この表は、ガス事故の発生場所別の被害状況を調査したもので、その記載は別表 1 の注：1～3 によるほか、次による。

- 1 ガス製造施設の欄には、ガス事業者の敷地内にある施設又は液化石油ガスの製造業者若しくは販売業者の敷地内にある施設における事故について記載した。
- 2 ガス導管の欄には、ガス導管又はガス供給管部分で発生した事故のうち、注：4 に該当しないものについて記載した。
- 3 容器による運搬の欄には、液化石油ガスを容器により運搬していた際に発生した事故について記載した。
- 4 消費先の欄には、次の場所において発生した事故について、それぞれ該当する区分の欄に記載した。
 - (1) 都市ガス：建物内のガス導管からガス器具まで。
 - (2) 液化石油ガス：ボンベ等が消費先敷地内に設置されている場合にあつては当該ボンベ等からガス器具まで、それ以外の場合にあつては当該建物内のガス導管からガス器具まで。
- 5 表中の括弧内には、爆発・火災に係る被害について再掲した。

別表 3

消費先におけるガス事故発生原因別件数（全国）

（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

事故原因の別		ガス種別		液化石油 ガ ス	計
		都市ガス	簡易ガス		
ガ ス 事 業 者 に 係 る 原 因	ガス器具の欠陥によるもの	5 (1)	0 (0)	2 (1)	7 (2)
	工事不良・維持管理不良によるもの	29 (2)	0 (0)	36 (8)	65 (10)
	ガス漏えい発見後の不適切な処理によるもの	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
消 費 者 に 係 る 原 因	コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出によるもの	55 (6)	0 (0)	46 (28)	101 (34)
	器具・ホースの取扱い、管理不良によるもの	64 (16)	0 (0)	114 (79)	178 (95)
	ガス漏えい発見後の不適切な処理によるもの	4 (0)	0 (0)	8 (6)	12 (6)
	自損行為によるもの	9 (1)	0 (0)	1 (0)	10 (1)
そ の 他	いたずら等故意によるもの	3 (2)	0 (0)	7 (1)	10 (3)
	不明・その他	54 (8)	0 (0)	91 (23)	145 (31)
計		224 (37)	0 (0)	306 (147)	530 (184)

注： この表は、ガス事故のうち消費先（別表 2 の注 4 による。）におけるガス事故の主要原因と考えられるものについて、その件数を調査したもので、記載に当たっては、別表 1 の注 1 及び注 2 によるほか次による。

- 1 原因が重複して考えられるものは、主たるものについてのみ計上した。
- 2 表中各欄の下段には、爆発・火災に係る件数を再掲した。

別表 3 - 2

ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要（全国）

（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生年月日	都道府県	事故の概要及び原因
2月10日	兵庫県	風呂釜ガスバーナーに取り付けられている、ゴム製ダイヤフラム弁部分に過大な応力が加わり、経年劣化によりダイヤフラム弁に亀裂が生じ、大気開放孔を通じ漏洩したプロパンガスに使用状態であった当該風呂釜のバーナー火が引火し、出火に至ったもの。
4月29日	静岡県	共同住宅の居住者が不在時に、台所のガステーブル本体の不良により都市ガスが漏洩したもの。
11月7日	埼玉県	一般住宅に設置してあるLPGボンベのメーターユニオンの緩みによりガスが漏れていたと判明したもの。

注： この表は、別表 3 の事故原因の別から、ガス器具の欠陥によるものについて記載したものである。

別表 4

死者の発生した主なガス事故の概要（全国）

（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生年月日	場所	態様	ガス種別	死者数	負傷者数	概要・原因
11月14日	新潟県	爆発・火災 漏えい	都市ガス ・ 液化石油ガス	1		反射式石油ストーブ直近に置いてあったスプレー缶が放射熱により加熱されて破裂し、噴出した可燃性ガスに当該ストーブの火が引火し、出火したものと推定される。
12月12日	大阪府	爆発・火災 漏えい	都市ガス ・ 液化石油ガス	2		1階作業場において、家人がLPGハンドトーチ（LPGガス8キロボンベ）で作業中、何らかの原因でLPGガスハンドトーチがガスホースから外れ、モーター修理の作業で生じた火種が、ガスホースから噴出するガスに着火し、付近の取容物に燃え移ったものと推測される。
12月18日	千葉県	爆発・火災 漏えい	都市ガス ・ 液化石油ガス	1		共同住宅の戸内において簡易型ガスこんろを使用する際、点火装置の調子が悪く点火できなかったため、ライターを使用し点火した際に漏れたLPGに引火し火災となり、更に使用者の衣類に着火したため、火傷を負い死亡したもの。

注： この表は、死者の発生したガス事故（自損行為、いたずら等悪意によるものを除く。）について調査したもので、死者数の欄には、爆発・火災事故は48時間以内に、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載した。

別表 5

消防機関に届出を要する物質（圧縮アセチレンガス等）に係る火災件数（全国）
（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

物質の区分 発生件数等	圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第 1 に定める毒物	政令別表第 2 に定める劇物	計
件 数	9	0	43	1	0	7	60
死 者	0	0	0	0	0	0	0
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負 傷 者	5	0	33	0	0	34	72
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0

注) この表は、消防法第 9 条の 3 の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出を要する物質（消防法第 9 条の 3 ただし書きの物質も含む。）に係る火災（爆発のみに留まったものを含む。）について調査したもので、その記載については次による。

- 1 自損行為に起因するものを含めた。
- 2 死者の欄には、爆発・火災事故で 4 8 時間以内に死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

別表 6

毒劇物等の事故の概要（全国）

（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数		負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他	従 消 防 活 者 動	従 消 防 活 者 動			
1月3日	大阪府	一酸化炭素			○			1	住宅2階居室内において、居住者が暖をとるため、火鉢で炭火を使用中、気分不良を訴えたもの。	
1月6日	栃木県	炭酸ガス		○					高速道路での交通事故により、事故車両から散乱した炭酸ガスボンベ1本からガスが漏えいしたもの。	
1月6日	東京都	硫化水素			○				道路のマンホールより硫黄臭がしたもの。	
1月8日	大阪府	硫化水素			○				トイレの清掃作業を実施した際、数種類の洗剤を使用したことで硫化水素が発生したものと推定する。	
1月9日	宮城県	硝酸	○						剥離処理用の硝酸が入っている剥離庫1台が焼損した火災。	
1月12日	北海道	一酸化炭素			○			2	ワカサギ釣りのテント内で胸苦、頭痛、眠気を訴えたもの。	
1月12日	千葉県	硫化水素			○				硫黄臭がするとの通報内容で、消防隊が出動する。検知器で測定すると、流し台から屋外の汚水樹にかけ硫化水素が滞留しているものと判明する。なお、原因にあつては特定に至っていない。	
1月16日	香川県	アンモニア		○					工場のプラント（脱アンモニア工程）において、流量計導管のネジ込み部分が経年劣化し割れが生じ、アンモニア25%水溶液が漏えいしたもの。	
1月22日	愛知県	硝酸		○				1	薬剤師が電車のホームで誤って硝酸の瓶（500ml）を割ってしまい、手足を負傷したもの。	
1月22日	大阪府	塩化水素			○			2	工場内にて何らかの原因で塩化水素系のガスが発生したもの。	
1月24日	山口県	塩酸		○				1	塩酸水溶液タンク底抜き配管周りのバルブピットを渡ろうとした際に足を滑らせ配管に乗ったため、塩ビ配管が折損し、タンク内の塩酸水溶液が流失したもの。	
1月27日	千葉県	アンモニア		○					アンモニア冷凍機油分離器出口手動弁からアンモニアガスが漏洩したものの。	
2月1日	大阪府	硫化水素		○					重質軽油水素化脱硫装置の配管から硫化水素を含む可燃性ガスが漏洩したものの。	
2月9日	岩手県	一酸化炭素			○			2	テント内でワカサギ釣り中に、カセットコンロを使用していて、一酸化炭素中毒となったもの。	
2月16日	東京都	アンモニア	○						工場の火災で貯蔵してあったアンモニアが漏洩したものの。	

3月3日	東京都	硫化水素			○				道路の側溝より硫黄臭がしたものの。
3月3日	愛知県	硫酸			○		1		廃液分離タンク内において、前工程の残液であるアセトンと当日作業時に取り扱った硫酸及びニトロベンゼン等が混合したことにより、タンク内が異常発熱し、通気管の先端及びタンクマンホール接続部から硫酸を含む危険物等が流出（噴出）したものの。
3月3日	徳島県	塩素			○		4		工場作業場内で塩素貯蔵タンクの点検作業中に噴出した塩素ガスを吸入し受傷したものの。
3月6日	東京都	塩素			○		1		スポーツセンターの機械室で凝集剤のタンクに次亜塩素酸ナトリウムを入れたため、塩素ガスが発生し従業員が受傷したものの。
3月13日	兵庫県	フッ化水素			○				毒劇物積載トレーラー（タンクコンテナ）に積載されていたフッ化水素（積載容量18トン）が漏えいしたものの。二重構造のタンクのパッキンの劣化により、フッ化水素が気化し、漏えいしたものの。業者によりパッキン部分を閉じて応急措置を実施。
3月16日	東京都	硫化水素			○				道路の側溝より硫黄臭がしたものの。
3月16日	東京都	アンモニア			○				道路マンホールよりアンモニア臭がしたものの。
3月17日	京都府	塩化ホスホリル (オキシ塩化リン)			○		1		工場の洗浄室において、社員がオキシ塩化リンの容器を洗浄するため容器に残っている溶液を大型容器に移す作業を行っていたところ、大型容器が破裂し、同溶液（約0.5L）が社員に付着し負傷するとともに、作業台壁面、蛍光灯、窓ガラス等が破損した。
3月25日	東京都	アンモニア			○				住宅の冷蔵庫からアンモニアが漏洩したものの。
4月3日	秋田県	ホルムアルデヒド			○				ホルマリンを貯蔵しているタンクから漏洩した。
4月5日	埼玉県	塩酸			○				塩酸貯蔵タンクに塩酸の補充作業を行っていた際、配管のバルブを締め忘れていたため、圧力により配管を破損したものの。なお、破損部分から塩酸約50Lが漏出した。
4月11日	千葉県	硫化水素			○				アシッドガスドレン配管からアシッドガスが漏洩したものの。
4月15日	東京都	硝酸・硫酸			○		1		工場で作業中に配管が外れて、硝酸と硫酸の混合液を浴びたものの。
4月15日	長野県	硝酸 エタノール			○		1		工場内作業場にて硝酸とエタノールの混合中に容器が破裂。容器内の薬品が男性作業員の顔面及び右大腿部にかかり負傷した事案。原因は薬品を混合する際の混合比を誤り、激しく反応を起こし容器が破裂したものの。
4月16日	東京都	酢酸エチル			○				作業所内で作業員が誤って酢酸エチルが入った廃液を漏えいさせたものの。
4月21日	東京都	塩素			○				スポーツセンターの機械室で凝集剤のタンクに次亜塩素酸ナトリウムを入れたため、塩素ガスが発生したものの。
4月23日	北海道	アセチレンガス（推定）			○		1		屋外の作業所構内において、地下埋設アセチレンガス配管の中間バルブボックスに設置された鉄製の蓋が飛び作業員が負傷したものの。
4月23日	神奈川県	アンモニア			○				何らかの原因により、事業所の構外配管に直径約1ミリメートルの穴が開き、配管内の液化アンモニアが漏洩したものの。
5月16日	香川県	液体塩素			○		2		ポンベの処分依頼を受けた業者が作業中にポンベを重機で挟んだところ、ポンベからガスが漏れだしたものの。
6月6日	兵庫県	液体苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)			○		1		工場内で作業中に誤って液体苛性ソーダが右下肢にかかったものの。

6月9日	三重県	塩素		○			2	金属の溶解再生工場にて製品の品質向上に塩素ガスを使用していたが、塩素の供給配管を溶解炉から引き抜く時に作業手順を誤り、塩素のポンペは閉鎖したものの、消費バルブを閉め忘れたため、配管内の残留塩素が漏れ出し、作業員2名が受傷したものの。
6月10日	福岡県	液体窒素		○				市内事業所において、何らかの原因により安全弁が作動したことによりポンペから液体窒素が噴出したものの。
6月15日	栃木県	一酸化炭素			○		10	映画撮影中、撮影に使用した車両及び発電機から発生した一酸化炭素により、中毒症状を起こしたものの。
6月17日	神奈川県	塩素		○				工場内において、取り外し中の塩素ガス配管から塩素が漏えいしたものの。
6月18日	山口県	70%希硫酸		○				工場内に設置されたFRP製希硫酸タンクの破損に伴い、タンク内の70%希硫酸約3～4m ³ が施設外に漏えいしたものの。
6月26日	滋賀県	塩酸		○				ボイラーの純水装置で使用する塩酸が、貯蔵タンク（容量85L）配管接続部の不具合により防液堤内に漏洩したものの。
6月27日	神奈川県	塩化水素		○				工場内で四塩化チタンを製造中、酸化チタン、塩素ガス、コークス及び触媒の混合が上手くいかず発生したものの。
6月30日	千葉県	塩素		○				3.4L塩素ポンペの腐食による漏洩。
7月4日	東京都	硫化水素			○			道路の側溝より硫黄臭がしたものの。
7月5日	千葉県	発煙硫酸		○				配管エルボ部分にピンホールが発生し、発煙硫酸が漏洩したものの。
7月7日	愛知県	水酸化ナトリウム			○		1	水酸化ナトリウムを調合容器に移し、その調合容器を手を持ち運んでいたところ、側腹部にかけられ受傷したものの。
7月7日	岡山県	臭素ガス		○				人為的ミスで臭素製造プラントに原料の塩素を仕込み過ぎたため、大量の臭素が製造され、除外装置では除外しきれなくなり、大気中に漏えいしたものの。短時間に消滅したため、負傷者は発生していない。
7月15日	千葉県	塩素		○				硫酸アルミニウム500Lと次亜塩素酸ナトリウム800Lの誤混合により塩素が発生。
7月24日	広島県	硫化水素			○		7	産業廃棄物の中間処理施設で、廃棄汚泥物質を焼却処分するための前処理工程で処理中、汚泥物質にドラム缶に入った魔ボリン酸を注入したところ、何らかの化学反応により、硫化水素を含むガスが発生し、作業員7名が負傷したものの。
7月30日	茨城県	塩素		○				高圧ガス製造施設内の熱交換器内のチューブが外面腐食により穴が開き、塩素ガスが約196kg漏洩したものの。
8月1日	静岡県	塩化水素		○				ホーム内で電車の到着を待っていたところ、カバンの中に入れてあった蓋付スチール缶内の塩酸が突然漏れ出し、白煙がでたものの。なお、関係者は美装業であり、翌日の作業で塩酸を使用するため、自宅に持ち帰ろうとしたものの。
8月4日	群馬県	塩素		○			10	工場内にて重機により浄化槽を解体作業中、地中に埋設してあった液化塩素ガスポンペの配管を誤って破壊したため、ガスが漏洩したものの。その後、異臭が発生し隣接する建物の従業員が体調不良を訴えたものの。
8月6日	栃木県	ブタンガス		○			1	業務用の陶器を焼くガス窯（炉）に2度目の着火をしようとした際、1度目の着火後に立ち消えて滞留していた炉内部のブタンガスに、確認しないで火口棒を差し込んだためガス窯（炉）本体内部が爆発し、飛び散った炉上部のレンガにより負傷したものの。
8月6日	広島県	硫酸		○				濃硫酸タンクから廃液タンクへの配管途中に設置された、ドレンノズル付近の保温板金から濃硫酸が約10L流出したものの。敷地外への流出はなし。
8月12日	大阪府	亜硫酸ガス		○				定期作業中に廃硫酸再生装置の最上部から、亜硫酸ガスが漏洩したものの。

8月14日	北海道	アセチレンガス	○						自動車整備工場内で、アセチレンガス切断機の火口に着火した際に、アセチレンガスボンベの容器取り付け枠が緩んでいたことにより、漏れたガスに引火して出火したものの。
8月17日	埼玉県	塩酸	○						メッキ工場2階に6基設置されている塩酸タンク（容量1tで常時1/3程度入っている）の塩化ビニール製配管の破損により塩酸が建物壁面を伝わり1階及び屋外へと漏れ出したもの。
8月17日	大阪府	キシレン	○				1		地下タンクに貯蔵されているキシレンの残油抜き取り作業中に引火爆発したもの。原因にあつては不明。
8月18日	栃木県	不明 (塩素系ガスと思われる)	○				1		解体した廃材を撤去中、漬物樽に残存していた中身（漬物石、きゅうり、塩の塊）と樽の横にあったビニール袋に入った白い物（物質不明）を庭に撒いたところ、煙と異臭（塩素臭）が発生し近所の住民が目、鼻、喉の痛みを訴えたもの。
8月19日	香川県	アンモニア	○						宿泊施設に設置された、小型冷蔵庫の冷媒に使用されたアンモニアガス（消防活動阻害物質の届出対象外の取扱量）が漏れ出したもの。
8月20日	埼玉県	フッ化水素ピリジン (毒物)	○				1		フッ素化の実験のため、当該毒物を20cc容器（プラスチック製）からシリンジを使用フラスコに注入しようとした際、誤り容器が転倒、その際飛散したものが左大腿部にごく少量付着し、負傷したもの。軽傷。
8月21日	京都府	硫化水素	○				1		1階掃り込み部分に設置の魚粉粉砕機内部で硫化水素が発生し、清掃のため開放した際に、硫化水素約1立方メートルが漏れ出したもの。
8月28日	兵庫県	水酸化ナトリウム	○						トラック運転手が運搬車（3tトラック）の荷台に積載していた、苛性ソーダ水溶液（48%：ポリ容器20L）を誤って転倒させ、荷台上及び工場内に漏洩。総漏洩量は約2kg。
8月29日	鳥取県	クロルピクリン	○						自宅倉庫に保管していたクロルピクリン（20L缶）を家人が屋外に出した。その後、腐食した容器の底部から漏れ出したクロルピクリンにより目の痛みと刺激臭を感じ119番通報した。
9月1日	鳥取県	塩素ガス		○					業者が地下からくみ上げた工業用水（トイレ用の水他）の消毒用タンクに次亜塩素酸ナトリウムと間違えてポリ塩化アルミニウム（18L）を入れ塩素ガスが発生したもの。
9月5日	和歌山県	硫酸 (濃硫酸95%)	○						腐食疲労等劣化により発電所の3号脱硫装置の排水処理薬品として使用する硫酸タンク（3.6㎡）の配管から硫酸約592Lが漏洩したもの。
9月9日	三重県	液化アンモニア	○						液化アンモニアの受入配管のバルブ付近から液化アンモニアが漏れ出したもの。
9月11日	宮城県	硫酸	○				1		荷物内の薬品瓶が破損し、漏洩した硫酸(98%)が作業員(男性)の腕及び足に付着した。化学熱傷(中等症)。
9月12日	鳥取県	塩酸(35%)	○						タンクからポンプまでのエスロン配管の途中でリフトが接触、亀裂が入り塩酸が流出した。
9月17日	東京都	アンモニア	○						共同住宅で、居住者のワインセラーからアンモニアが漏洩したもの。
9月24日	山口県	35%塩酸	○						経年劣化によりダイヤフラム弁のゴムシールに亀裂が発生し、35%塩酸が漏洩したもの。
9月30日	埼玉県	クロルピクリン	○				1	1	納屋に保管されていた農業用土壌燻蒸剤が火災により熱せられ、発生した蒸気により消防活動中の消防職員が受傷したもの。
10月9日	東京都	硫化水素		○					道路の側溝より硫黄臭がしたものの。
10月19日	東京都	アンモニア	○						共同住宅で、居住者のワインセラーからアンモニアが漏洩したもの。
10月29日	千葉県	クロロホルム	○				3		ガスラインに対し、閉止板挿入作業時にクロロホルムが漏洩したもの。

11月3日	神奈川県	塩素			○	1			自宅浴室内で塩素ガスによる自損行為を図ったもの。	
11月6日	徳島県	メタノール	○					1	実験ブースで5Lのガラスフラスコ内に溶剤（ジクロロメタン+メタノール）を入れ攪拌していたところ突然破裂し右手を負傷したものの。	
11月6日	高知県	アンモニア			○			1	1	休止となっているアンモニア冷凍設備工場（製氷施設）にて、配管の老朽化によりアンモニアガスが漏れたもの。
11月18日	三重県	アンモニア			○					配管ラック上アンモニア配管からアンモニアが漏れ出したもの。原因は熱交換器レベル計不調のため、配管内にアンモニア液溜まりが生じ漏れ出したもの。
11月21日	奈良県	硫化水素			○					病院の沸水ピット内から悪臭があり硫化水素が漏れているとの通報があり、ガス検知器で測定を実施したもの。
11月21日	宮崎県	硝酸	○							濃硝酸製造設備の硝酸漏れ箇所を修理し、漏れ箇所にシート養生を行い、運転を再開したところ、再び漏洩した硝酸により養生シートが酸化し、火災に至ったもの。
11月27日	千葉県	塩素ガス			○					病院内の人工透析センターの透析機械室内において、職員が次亜塩素酸に酢酸を混合したところ、塩素ガスが発生し、透析機械室内に塩素が流出したもの。
11月27日	奈良県	硫化水素			○					病院の沸水ピット内から悪臭があり硫化水素が漏れているとの通報があったもの。
12月1日	茨城県	塩素	○					22		塩素ガスの送り配管が爆発し塩素ガスが漏れ、隣接事業所の従業員22人が負傷したもの。出火原因については、危険物製造所の逆止弁作動不良により当該配管内に危険物が逆流し、塩素ガスと反応、爆発したもの。
12月8日	大阪府	トルエンを含有するシンナー			○			1		共同住宅の一室において、リフォームに使用するため、トルエンを含有するシンナーを保管していたところ、隣の住戸に臭気が漏洩し、居住者が気分不良を訴えたもの。
12月12日	東京都	硫化水素			○					道路の側溝より硫黄臭がしたのもの。
12月21日	新潟県	水酸化ナトリウム			○			1		水酸化ナトリウムをお湯に溶かしレンジフードの清掃中、意識障害となったもの。
12月26日	茨城県	苛性ソーダ			○			2		遠心分離機の洗浄作業中に、洗浄排出経路のゴムホース部分より苛性ソーダの洗浄液（約6.4L）が噴出し、作業員2名が負傷したもの。

注： この表は、毒物及び劇物取締法第2条に規定されている物質、一般高圧ガス保安規則第2条に定める毒性ガスに係る事故（自損行為によるものを除く。）で、消防機関が出場したものについて調査したもので、その記載については次による。

- 1 事故の区分欄には、該当する区分欄に○印を付した。なお、火災には爆発のみに留まったものも含まれる。
- 2 死者数の欄には、爆発・火災事故は48時間以内に、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。